

## 米原市地域公共交通活性化協議会 設立総会次第

日時：令和5年4月27日（木）14時00分～

場所：米原市役所 1階コンベンションホール

### 1 開会

### 2 あいさつ

### 3 米原市地域公共交通計画の策定に向けて

### 4 議事

議案第1号 米原市地域公共交通活性化協議会規約について

議案第2号 役員を選出について

議案第3号 米原市地域公共交通活性化協議会自動車部会規程について

議案第4号 米原市地域公共交通活性化協議会財務規程について

議案第5号 令和5年度事業計画（案）について

議案第6号 令和5年度収支予算（案）について

議案第7号 米原市地域公共交通計画策定事業について

議案第8号 路線バス（米原多和田線）の運行時刻の見直しについて

議案第9号 路線バス（米原多和田線）のバス停の移設について

### 5 閉会

## 米原市地域公共交通活性化協議会 委員名簿

(敬称略)

1	国土交通省近畿運輸局滋賀運輸支局	首席運輸企画専門官	田中 郁代
2	滋賀県土木交通部交通戦略課	参事	福島 森
3	滋賀県長浜土木事務所	次長	陌間 秀幸
4	米原警察署交通課	課長	宮川 拓也
5	米原市自治会連絡協議会	理事	村田 精一
6	米原市女性の会	理事	北村 きの
7	米原市社会福祉協議会 協働推進課	課長	村山 善信
8	米原市老人クラブ連合会	副会長	上津 和雄
9	米原市障害者福祉協会	障害者相談員	川口 幸雄
10	湖国バス株式会社	取締役業務部長	北村 真治
11	近江タクシー株式会社	取締役業務部長	辰野 晃三
12	一般社団法人滋賀県バス協会	専務理事	野村 義明
13	一般社団法人滋賀県タクシー協会	専務理事	松尾 武文
14	私鉄滋賀県協議会	幹事	糸 隆太郎
15	近畿大学	名誉教授	三星 昭宏
16	西日本旅客鉄道株式会社 京滋支社	副支社長	野口 明
17	近江鉄道株式会社 鉄道部運輸課	課長	土屋 正治
18	米原市市民部	部長	西村 善成

### 【事務局】

市民部自治環境課	課長	北川 康行
	参事	磯部 修
	主査	鹿取 顕崇

# 米原市地域公共交通計画の策定に向けて

## 1 趣旨

令和2年11月に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正により、各自治体において「地域公共交通計画」の策定が努力義務とされました。本市では、地域公共交通計画を策定していませんでしたが、路線バスや乗合タクシーまいちゃん号のほか、鉄道も含めた総合的な公共交通政策を進めるため、米原市地域公共交通会議から米原市地域公共交通活性化協議会（法定協議会）に改め、市民参加のもと、新たに（仮称）米原市地域公共交通計画を策定します。

また、令和4年10月から運行開始した路線バス・米原多和田線は、国土交通省の地域公共交通確保維持事業の補助対象路線であることから、令和6年6月までに地域公共交通計画を国へ認定申請しなければ、令和7事業年度以降は国からの補助金を受けることができません。そのため、令和5年度に（仮称）米原市地域公共交通計画（案）の策定を進めます。

## 2 地域公共交通計画とは

地域公共交通計画は、「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする「マスタープラン」としての役割を果たすものです。法定協議会を開催しつつ、交通事業者や地域の関係者等との個別協議を重ねて策定します。

地域公共交通計画においては、バスやタクシー、鉄道といった公共交通サービスを最大限活用し、持続可能な地域旅客運送サービスの提供を確保することが求められています。その際、交通系 IC カードや二次元コードの導入によるキャッシュレス化などの技術も最大限活用して生産性を向上しつつ、地域住民や地域外からの旅行者も含めた幅広い利用者にとって使いやすいサービスが提供されることが必要です。

## 3 地域公共交通計画の記載事項

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に定められている、必須となる地域公共交通計画の記載事項は次のとおりです。

- ①地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針
- ②計画の区域
- ③計画の目標
- ④③の目標を達成するために行う事業・実施主体
- ⑤計画の達成状況の評価に関する事項
- ⑥計画期間
- ⑦その他計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

#### 4 法定協議会と地域公共交通会議の比較

	法定協議会	地域公共交通会議
根拠法令	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（第6条）	道路運送法施行規則（第9条の3）
目的	地域公共交通計画の作成および実施に關し必要な協議	地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様および運賃・料金等に関する事項、自家用有償旅客運送の必要性および旅客からの収受する対価に関する事項、その他これらに關し必要となる事項の協議
対象となる交通モード	鉄道等を含む多様な交通モード	バス・タクシー（乗合）、自家用有償旅客運送
構成員	地域公共交通会議委員に加え、鉄道事業者（JR東海、JR西日本、近江鉄道）	別紙委員名簿のとおり
協議結果への対応	協議会参加者は、協議結果の尊重義務あり	法律上規定なし
事業の実施	行える	行えない

#### 5 策定スケジュール（予定）

	R5.4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R6.1月	2月	3月	4月	5月
プロポーザル公告 募集開始		→												
プロポーザル審査			●											
計画策定支援業務 契約締結			●											
地域概況の整理			→	→										
公共交通の現況把握				→	→									
市民ニーズ等の把握			→	→	→	→								
地域公共交通を取り巻く課題整理					→	→	→							
基本方針、計画目標の検討							→	→						
目標実現に向けた施策メニュー、実施主体等の検討									→	→				
計画の達成状況の評価に関する事項の検討											→			
パブリックコメント													→	
地域公共交通計画の作成												●		●
地域公共交通活性化協議会	● 第1回会議						● 第2回会議			● 第3回会議		● 第4回会議		

議案第1号

## 米原市地域公共交通活性化協議会規約について

### 米原市地域公共交通活性化協議会規約（案）

#### （設置）

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、米原市（以下「市」という。）の公共交通の活性化および再生を総合的かつ一体的に推進するため、法第5条第1項に規定する地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の策定および変更に関する協議ならびに交通計画の実施に係る連絡調整を行うため、米原市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

#### （所掌事務）

第2条 協議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- （1）交通計画の策定および変更の協議に関すること。
- （2）交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- （3）交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- （4）前各号に掲げるもののほか、公共交通に関して必要な事項に関すること。

#### （委員）

第3条 協議会は、30名以内の委員で構成する。

2 協議会の委員は、次に掲げる者により構成するものとする。

- （1）国県の関係行政機関の代表者
- （2）自治会その他市民団体の代表者
- （3）市等の関係機関および団体の代表者
- （4）旅客輸送に関する事業者および団体等の代表者
- （5）学識経験を有する者
- （6）公募による市民
- （7）市の地域公共交通所管部長
- （8）前各号に掲げるもののほか、会長が適当と認める者

#### （任期）

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監査委員 2名

- 2 役員は、協議会において選任する。
- 3 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 6 監査委員は、協議会の会計監査を行い、その結果を協議会に報告する。

(オブザーバー)

第6条 協議会は、第3条に定める者のほか、交通政策における法令、方針、制度および今後の動向等専門的な知識を有する者をオブザーバーとして設置することができる。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、事業実施に係る事項については、事業の実施主体として定められた者の同意を要する。
- 4 会議への代理出席は認めない。
- 5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる議題については、非公開で行うものとする。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、または会議への出席を求めることができる。
- 7 会長は、協議会の議事に支障があると認められるときは、委員を退席させることができる。
- 8 会議は、軽易な事項または急を要する事項については、書面をもって賛否を求め、その回答をもって会議の決議と変えることができる。このとき、議決方法は第3項に準じ、第3項中「出席委員」は「委員」に読み替えるものとする。

(協議結果の尊重義務)

第8条 協議会で協議が整った事項については、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(自動車部会)

第9条 第2条各号に掲げる事項について協議会の業務を円滑に行うため、協議会に道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づく地域公共交通会議の機能を有する自動車部会を置く。

2 自動車部会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第10条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、米原市市民部自治環境課に置く。

3 事務局に事務局長および事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事業年度)

第11条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費の負担)

第12条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金およびその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第13条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第14条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規約は、令和5年4月27日から施行する。

(会議の招集の特例措置)

- 2 第1回目の会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、米原市長が招集する。  
(委員の任期の特定)
- 3 この規約の施行後最初の委員の任期は、同条本文の規定にかかわらず、令和7年3月31日までとする。



議案第2号

## 役員の選出について

米原市地域公共交通活性化協議会規約第5条の規定により、下記委員の選出を求める。

記

(任期：令和5年4月27日～令和7年3月31日)

- |   |       |    |                |
|---|-------|----|----------------|
| 1 | 会 長   | 1名 | _____          |
| 2 | 副 会 長 | 1名 | _____          |
| 3 | 監査委員  | 2名 | _____<br>_____ |

※事務局体制

- |        |               |
|--------|---------------|
| ・ 事務局長 | 米原市市民部自治環境課長  |
| ・ 事務局員 | 米原市市民部自治環境課職員 |

## 議案第3号

# 米原市地域公共交通活性化協議会自動車部会規程について

## 米原市地域公共交通活性化協議会自動車部会規程（案）

### （趣旨）

第1条 この規程は、米原市地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第9条の規定に基づき、自動車部会に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （設置）

第2条 規約第2条各号に掲げる事項について米原市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の業務を円滑に行うため及び道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域の需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議および調整するため、米原市地域公共交通活性化協議会自動車部会（以下「部会」という。）を設置する。

### （所掌事務）

第3条 部会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）協議会に付すべき事項に関すること。
- （2）協議会で議決した事項の執行に関すること。
- （3）地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃、料金等に関すること。
- （4）米原市（以下「市」という。）が運営する有償運送の必要性および旅客から収受する対価に関すること。
- （5）前各号に掲げるもののほか、協議会の運営および生活交通について必要な事項に関すること。

### （組織）

第4条 部会は、部会長および部会委員をもって組織する。

- 2 部会長は、協議会会長をもって充てる。
- 3 部会長は、部会を代表し、その会務を総括する。
- 4 部会委員は、次に掲げる者のうちから協議会会長が指名する。
  - （1）国県の関係行政機関の代表者
  - （2）自治会その他市民団体の代表者
  - （3）市等の関係機関および団体の代表者

- (4) 旅客輸送に関する事業者および団体等の代表者
- (5) 学識経験を有する者
- (6) 市の地域公共交通所管部長
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会長が適当と認める者

(会議)

第5条 部会の会議は、規約第7条の規定を準用する。この場合において、「協議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

(協議結果)

第6条 部会において協議が整った場合は、道路運送法に基づく地域公共交通会議において協議が整ったものとみなす。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規程は、令和5年4月27日から施行する。

米原市地域公共交通活性化協議会 自動車部会委員名簿（案）

（敬称略）

1	国土交通省近畿運輸局滋賀運輸支局	首席運輸企画専門官	田中 郁代
2	滋賀県土木交通部交通戦略課	参事	福島 森
3	滋賀県長浜土木事務所	次長	陌間 秀幸
4	米原警察署交通課	課長	宮川 拓也
5	米原市自治会連絡協議会	理事	村田 精一
6	米原市女性の会	理事	北村 きの
7	米原市社会福祉協議会 協働推進課	課長	村山 善信
8	米原市老人クラブ連合会	副会長	上津 和雄
9	米原市障害者福祉協会	障害者相談員	川口 幸雄
10	湖国バス株式会社	取締役業務部長	北村 真治
11	近江タクシー株式会社	取締役業務部長	辰野 晃三
12	一般社団法人滋賀県バス協会	専務理事	野村 義明
13	一般社団法人滋賀県タクシー協会	専務理事	松尾 武文
14	近畿大学	名誉教授	三星 昭宏
15	米原市市民部	部長	西村 善成

【事務局】

市民部自治環境課	課長	北川 康行
	参事	磯部 修
	主査	鹿取 顕崇

## 米原市地域公共交通活性化協議会財務規程について

### 米原市地域公共交通活性化協議会財務規程（案）

#### （趣旨）

第1条 この規程は、米原市地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第12条の規定に基づき、米原市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### （予算）

第2条 協議会の予算は、負担金、補助金、繰越金およびその他の収入をもって歳入とする。また、協議会の運営および事業に係る経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、協議会の承認を受けなければならない。

3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

#### （予算の補正）

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに協議会に諮るものとする。

#### （予算の流用）

第4条 会長は、前条の規定にかかわらず、必要に応じて、歳出予算の流用を行うことができるものとする。

#### （予算区分）

第5条 歳入予算の款、項および目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項および目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1および別表第2に定める以外の項および目を定めることができる。

#### （出納および現金等の保管）

第6条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(協議会出納員)

第7条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、現金の出納、保管その他必要な事務手続について、適正に処理しなければならない。

(収入および支出の手続)

第8条 協議会出納員は、次の各号に定める帳簿書類を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく協議会の決算を調製し、協議会の承認を得なければならない。

2 会長は、前項の承認を得るに当たっては、規約第5条の規定に定められた監査委員の監査を受け、その結果を添えなければならない。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規程は、令和5年4月27日から施行する。

別表第1（第4条関係）

歳入予算の款、項および目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 諸収入

別表第2（第4条関係）

歳出予算の款、項および目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	2 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

議案第 5 号

## 令和 5 年度事業計画（案）について

### 1 米原市地域公共交通計画（案）の策定

令和 2 年 11 月に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正により、各自治体において「地域公共交通計画」の策定が努力義務とされました。現在、米原市では地域公共交通計画を策定していませんが、前述の法改正に鑑み、関西・東海・北陸の交通結節点である本市の強みを生かした公共交通政策を強化するため、地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿を明らかにするマスタープランとして、米原市地域公共交通計画（案）を策定し、令和 6 年 5 月の完成を目指します。

### 2 路線バス・乗合いタクシーの運行に係る見直し

必要に応じて、適宜、自動車部会を開催し、運行に係る見直しを協議します。

議案第 6 号

## 令和 5 年度収支予算（案）について

### 【歳入】

（単位：千円）

款	項	目	予算額	備考
1 負担金	1 負担金	1 負担金	10,000	米原市
2 補助金	1 補助金	1 補助金	0	
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	0	
4 諸収入	1 諸収入	1 諸収入	0	
合 計			10,000	

### 【歳出】

（単位：千円）

款	項	目	予算額	備考
1 運営費	1 会議費	1 会議費	0	
	2 事務費	2 事務費	0	
2 事業費	1 事業費	1 事業費	10,000	地域公共交通計画策定 支援業務委託
3 予備費	1 予備費	1 予備費	0	
合 計			10,000	



## 米原市地域公共交通計画策定支援業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

### 1 趣旨

この要領は、「米原市地域公共交通計画策定支援業務委託」に係る受託候補者を選定するに当たり、公募型プロポーザルを実施するために必要な事項を定める。

### 2 概要

#### (1) 業務名称

米原市地域公共交通計画策定支援業務

#### (2) 業務内容

別紙「米原市地域公共交通計画策定支援業務仕様書」のとおり

#### (3) 業務期間

契約締結日から令和6年3月29日まで

### 3 見積上限額

10,000,000円（消費税および地方消費税額を含む。）を上限とする。

上記の金額は、提案内容に係る業務規模を示すものであって予定価格ではない。

なお、見積上限額を上回る金額による提案は失格とする。

### 4 実施形式

本プロポーザルは、公募型プロポーザル方式とする。

### 5 予定スケジュール

令和5年5月1日（月）	募集開始（米原市公式ウェブサイト）
令和5年5月12日（金）	質問受付期限
令和5年5月19日（金）	質問に対する回答最終日（米原市公式ウェブサイト）
令和5年5月24日（水）	参加申込書等提出期限
令和5年5月26日（金）	第1次審査（書類審査）実施
令和5年5月29日（月）	第1次審査（書類審査）結果通知
令和5年6月1日（木）	第2次審査（プレゼンテーション審査）実施
令和5年6月上旬	第2次審査（プレゼンテーション審査）結果通知
令和5年6月中旬	契約締結

※日程は変更する場合がある。

## 6 参加資格

本業務に関する公募型プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 米原市に競争入札参加資格審査申請書を提出していること。
- (2) 米原市建設工事等入札参加停止基準による指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次のアからオまでの要件に該当する者でないこと。
  - ア 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者
  - イ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
  - ウ 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
  - エ 会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
  - オ 銀行取引停止処分がなされている者
- (5) 自己または自社もしくは自社の役員等が、次のアからカまでのいずれにも該当する者でないこと。
  - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
  - イ 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
  - ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
  - エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
  - オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - カ 上記アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- (6) 平成30年4月1日以降に、「地域公共交通計画」または「地域公共交通網形成計画」の策定に伴う支援業務を、地方自治体または地域公共交通に関する協議会等から受託した実績があること。

## 7 関係資料の配布方法

- (1) 米原市公式ウェブサイトからのダウンロードを原則とする。
- (2) 掲載期間
  - 令和5年5月1日（月）午前9時から
  - 令和5年5月24日（水）午後5時まで
- (3) 掲載資料
  - ア 米原市地域公共交通計画策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領
  - イ 米原市地域公共交通計画策定支援業務仕様書

ウ 米原市地域公共交通計画策定支援業務委託 プロポーザル参加申込書等（様式1～4）

## 8 説明会

説明会は実施しない。

## 9 質疑・回答について

### (1) 提出方法

電子メールにて別添「質問書（様式1）」による提出のみ

([jichi@city.maibara.lg.jp](mailto:jichi@city.maibara.lg.jp))

※タイトルは「【交通計画策定支援業務質問】（事業者名）」とした上でメールすること。また、電話等で送信した旨を伝え、担当部署で受信したことを確認すること。

### (2) 提出期限

令和5年5月12日（金）午後5時15分（必着）

### (3) 提出先

米原市地域公共交通活性化協議会事務局（米原市市民部自治環境課内）

### (4) 回答方法

令和5年5月19日（金）午後5時15分までに米原市公式ウェブサイトにて回答を公開

## 10 企画提案書等の作成および提出

### (1) 提出書類および必要部数

① 公募型プロポーザル参加申込書（様式2） 原本1部

② 実施体制各種調書および企画提案書等 原本1部、副本9部

※副本には、ア、イ、ウを除き、提案する事業者名を記載しないこと。

ア 会社概要書（任意様式）

イ 業務実績調書（様式3）

ウ 執行体制調書（様式4）

エ 企画提案書（任意様式）

枚数・様式等は問わないが、「11 企画提案の内容」に示す内容を記載すること。

オ 業務工程表（任意様式）

カ 参考見積書（任意様式）

仕様書に掲げる業務について、着手から納品まで全てに要する経費とその内訳を明記すること。また、消費税に係る課税事業者であるかを問わず、消費税および地方消費税相当額を含む金額とすること。

### (2) 提出期限等

ア 提出期限：令和5年5月24日（水）午後5時15分まで（必着）

イ 提出先：〒521-8501 滋賀県米原市米原1016番地

米原市地域公共交通活性化協議会事務局（米原市役所市民部自治環境課内）

ウ 提出方法：持参または郵送（いずれも提出期限必着のこと）

## 11 企画提案の内容

### (1) 業務全般に関する取組方針

企画提案の全体概要や委託業務の実施方針、計画策定において留意すべき事項について記載すること。また、提案内容全般に係るアピール点（事業効果を高めるための工夫や独自提案等）があれば記載すること。

### (2) 米原市の現況整理

地域の現状、地域公共交通の概況、地域のニーズ等を収集するための調査方法や収集するデータ項目について、提案内容を記載すること。

### (3) 米原市の地域公共交通の課題整理

地域公共交通の現状を整理した上での、問題点や課題を記載すること。

### (4) 地域公共交通計画の基本的方針および目標、事業メニューの検討

(3) の課題等を踏まえて、米原市において基本的方針として据えるべき事項、目標として用いるべき指標、特に重要だと想定される施策について、提案内容を記載すること。また、提案に当たっては、以下のポイントを意識すること。

#### 【計画のポイント】（令和4年6月 国土交通省「地域公共交通計画の作成について」から抜粋）

- まちづくり、観光振興等の地域戦略との一体性の確保
  - ・コンパクトシティ等まちづくり施策との一体的推進
  - ・観光客の移動手段の確保等、観光振興施策との連携
- 地域全体を見渡した地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保
  - ・公共交通をネットワークとして捉え、幹線・支線の役割分担の明確化
  - ・ダイヤや運賃等のサービス面の改善による利用者の利便性向上
- 地域特性に応じた多様な交通サービスの組合せ
  - ・従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源（自家用有償旅客運送、福祉輸送、スクールバス等）を最大限活用
  - ・MaaSの導入等、新たな技術を活用した利用者の利便性向上
- 住民の協力を含む関係者の連携
  - ・法定協議会を設置し、住民や交通事業者等の知己の関係者と協議
  - 地域の移動ニーズに合わせて、地域が自らデザインする交通へ

### (5) その他独自提案

上記に示す内容のほか、目標達成のために実施したい独自提案があれば記載すること。

### (6) 業務の執行体制

業務の実施に係る主任および副主任などの人員体制や組織の構成、担当者の有する資格等について記載すること。

(7) 同種業務の受託実績や地域公共交通に対する精通度

過去5か年において、地域公共交通計画または地域公共交通網形成計画の策定や、地域公共交通に関する調査研究の実績など、提案を行う法人および担当者において、地域公共交通の現状分析や課題解決策等に対する精通度を示す事項があれば記載すること。

## 12 審査方法

プロポーザルの審査方法は以下のとおりとする。

(1) 第1次審査（書類審査）

提出された公募型プロポーザル参加申込書等を書類審査し、参加要件を有すると認められる応募者の中から、「13 審査基準および配点」に基づき評価し、上位4者程度の提案者を選定する。

実施日：令和5年5月26日（金）

(2) 第2次審査（プレゼンテーション審査）

第1次審査により選定された者に対し、企画提案についてのプレゼンテーションおよびヒアリング等を実施し、「13 審査基準および配点」に基づき評価し、最も優れている提案者を受託候補者として選定する。併せて、次点受託候補者を選定する。

なお、審査委員には提案者名は開示しない。

ア 開催日時：令和5年6月1日（木）

イ 開催場所：米原市役所内会議室（滋賀県米原市米原1016番地）

ウ 使用機材等：プレゼンテーションの方法は任意とする。

パソコン、プロジェクター等の機材は参加者で用意すること。

なお、スクリーンについては米原市で用意する。

エ 参加人数：プレゼンテーションの参加人数は5人までとする。

(3) 審査結果の通知

ア 第1次審査：審査結果を書面により通知する。なお、選定された者のみ、審査結果、ヒアリング等を実施する旨を通知する。

イ 第2次審査：審査結果を書面により通知する。

## 13 審査基準および配点

プロポーザルは以下の評価基準に基づき審査する。

評価項目	評価基準	評価点数
業務実績調書	本業務に類する業務の実績を十分に有しているか。	15
執行体制調書	業務を効率的かつ円滑に進める体制が取られているか。	5
企画提案書	①業務理解度 業務の目的、市の状況等を的確に理解した上で、業務の実施方針が適切に立てられているか。	15

	②実態把握手法 市民のニーズの把握や地域公共交通に関する実態の把握について、有効な提案が示されているか。	15
	③課題抽出・対応策検討手法 市の地域特性を踏まえた地域公共交通の抱える課題の抽出や、課題に対する対応策に係る検討手法について、有効な提案が示されているか。	20
	④独自提案 仕様書に示された事項以外に、本市にとって有益な独自提案が示されているか。	10
業務工程表	業務実施の工程に無理がなく、適切なスケジュールが設定されているか。	5
参考見積書	見積価格は適正であるか。	15
合 計		100

#### 14 失格事項

本プロポーザルの提案者または提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 提案書の提出方法、提出先および提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式および記載上の注意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) ヒアリング等に出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 参考見積書の金額が、3に定める見積上限額を超過したもの

#### 15 契約

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続を行う。その際には、特定された者はあらためて見積書を提出すること。

なお、契約締結交渉が不調のときは、次点受託候補者と随意契約に係る協議を行うこととする。

#### 16 その他注意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差替えおよび再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とする。
- (3) 提出書類は返却しないとともに、特に定めがある以外には提出者に無断で使用しない。
- (4) 書類の作成、提出およびその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 「執行体制調書」に記載した配置予定の管理技術者および担当技術者は、原則として変更

できないものとする。なお、やむを得ない理由により変更する場合には、米原市地域公共交通活性化協議会と協議の上、決定するものとする。

- (6) 米原市情報公開条例（平成17年米原市条例第4号）の規定に基づく情報公開請求があった場合は、原則として公開の対象文書となる。ただし、事業を営む上で、競争上または事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非公開となる場合があるので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とする。

#### 17 担当部署（提出・問合せ先）

〒521-8501 滋賀県米原市米原1016番地  
米原市地域公共交通活性化協議会事務局  
（米原市役所市民部自治環境課内）

TEL : 0749-53-5111

FAX : 0749-53-5138

E-mail : [jichi@city.maibara.lg.jp](mailto:jichi@city.maibara.lg.jp)

# 米原市地域公共交通計画策定支援業務仕様書

## 1 業務名

米原市地域公共交通計画策定支援業務

## 2 業務目的

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）に基づき、第 2 次米原市総合計画をはじめとする本市のまちづくり計画との整合性を図りながら、米原市における持続可能な地域公共交通ネットワークを構築することを目的に、米原市地域公共交通計画を策定するものである。

## 3 対象地域

米原市全域

## 4 準拠基準等

本業務は、本仕様書および次の関係基準等に基づき実施するものとし、これ以外の基準等を用いる場合は監督職員の承諾を得るものとし、業務実施中に基準等の改定等が実施された場合は、適用の可否について監督職員と協議を行うものとする。

- ・持続可能な輸送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 36 号）
- ・都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- ・高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）
- ・道路法（昭和 27 年法律第 180 号）
- ・道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）
- ・地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- ・米原市個人情報保護条例（平成 18 年米原市条例第 5 号）
- ・米原市暴力団排除条例（平成 23 年米原市条例第 36 号）
- ・その他関係法令、例規等

## 5 管理技術者および照査技術者

本業務に従事する管理技術者および照査技術者について、技術士「建設部門」部門は、「都市及び地方計画」とし、地域公共交通計画または地域公共交通網形成計画に従事した経験を有する者を配置しなければならないものとする。

## 6 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結日から令和 6 年 3 月 29 日までとする。



## 7 業務内容

本業務の業務内容は以下のとおりとする。

なお、当該計画策定に当たっては、以下の点に留意すること。

- ・公共交通に対する住民、利用者のニーズを反映させるとともに、公共交通を広く周知し、認知度や理解度を高め、利用促進に繋げ、更には住民や地域の主体的な参画を通じて地域公共交通の担い手確保に向けた契機とするなど、適切な住民参加手法を導入すること。
- ・人口減少等、米原市の将来像を予測した上で、持続可能な施策等を提案すること。

### (1) 計画準備

本業務の作業を円滑に進めるために、業務の進め方、内容、スケジュールおよび体制等に関する業務計画書を作成し、事務局に提出し承認を得るものとする。

### (2) 地域公共交通に関する現況把握

市内を運行する地域公共交通(鉄道、路線バス(コミュニティバス)、乗合タクシー、一般タクシー等)の運行サービスや利用状況、収支状況等に関する既存資料・データや交通事業者の所有する各種資料・データ等をもとに、本市の地域公共交通を取り巻く現況について整理・把握する。

なお、現況の整理に際しては、発注者または事業者から提供する米原市内を運行する地域公共交通の利用状況等に関する既存の資料・データや他部署で作成の資料・データ等を有効活用して、効率的に進めていくこととする。

### (3) 上位、関連計画の整理

第2次米原市総合計画や第2期まち・ひと・しごと米原創生総合戦略、米原市都市計画マスタープランをはじめとする米原市および滋賀県の上位計画や関連計画を踏まえ、地域公共交通の方向性や担うべき役割等について整理する。

### (4) 地域公共交通に関する市民意向調査等の実施・分析

#### ①市民等アンケート調査

市民等(観光客等の市外利用者を含む。以下同じ。)の移動実態や地域公共交通の利用状況、既存サービスに対する改善ニーズ、今後の利用意向等を把握し、今後の米原市における地域公共交通の在り方等を検討するに当たっての基礎資料として活用するため、市民等を対象としたアンケート調査を実施する。

なお、アンケート調査は、市民等(2,000人以上)を対象に、幅広く意見等が収集できるよう工夫して行うものとする。市民を対象としたアンケートを実施する際の発送先の抽出や宛名ラベルの作成については発注者が行うものとする。

## ②関係者ヒアリング調査

公共交通事業者や医療福祉施設、商業施設、観光施設、学校、市関係部局などの主要な関係者に対してヒアリング調査を実施し、地域公共交通の利用状況や問題点等について把握する。

### (5) 地域公共交通を取り巻く課題整理

交通の要衝である米原市の地域公共交通の特性や、人口減少等の社会情勢の変化、地域公共交通の利用実態、あるいは地域公共交通に対する市民等の意向調査の結果等を踏まえ、地域全体を見渡した面的な地域公共交通ネットワーク形成の観点等に基づく米原市の地域公共交通の抱える課題を整理する。

### (6) 米原市における地域公共交通の目指す姿等の検討

以上の検討結果、ならびに国・県の動向や上位・関連計画等における目指すべきまちの姿や今後の方向性などを十分に踏まえ、今後の地域公共交通網の形成に関する基本的な方針について検討する。

なお、検討に際しては、米原市のまちづくりの方向性等との連携に留意すること。

また、今後、本計画の実施による評価の目安となる計画目標について検討することとし、計画目標については、改正法に基づき、定量的に提示できる目標を設定していくこととする。

### (7) 目標を達成するために行う事業メニューの検討

米原市における地域公共交通の在り方や計画の目標等を踏まえ、関係主体（行政、交通事業者、地域等）との連携のもと、地域公共交通に関する取組の方向性等を検討するとともに、目標達成のために実施すべき施策・事業や実施に向けた役割分担、実施スケジュール等についての具体的な検討を行う。

また、事業メニューの検討に当たっては、以下のポイントを意識すること。

#### 【計画のポイント】（令和4年6月 国土交通省「地域公共交通計画の作成について」から抜粋）

- まちづくり、観光振興等の地域戦略との一体性の確保
  - ・コンパクトシティ等まちづくり施策との一体的推進
  - ・観光客の移動手段の確保等、観光振興施策との連携
- 地域全体を見渡した地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保
  - ・公共交通をネットワークとして捉え、幹線・支線の役割分担の明確化
  - ・ダイヤや運賃等のサービス面の改善による利用者の利便性向上
- 地域特性に応じた多様な交通サービスの組合せ
  - ・従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源（自家用有償旅客運送、福祉輸送、スクールバス等）を最大限活用
  - ・MaaSの導入等、新たな技術を活用した利用者の利便性向上

○住民の協力を含む関係者の連携

- ・法定協議会を設置し、住民や交通事業者等の知己の関係者と協議
- 地域の移動ニーズに合わせて、地域が自らデザインする交通へ

(8) 計画の達成状況の評価に関する検討

地域公共交通計画に記載する事業の進捗管理を行うためには、本計画のマネジメントシステムを構築することが求められる。事業の継続的な評価・改善を行うため、上記で検討した目標や事業等の達成状況の評価する手法および評価・見直しの時期等について検討を行う。

(9) 米原市地域公共交通計画(案)の作成

以上の検討を踏まえて、本計画(案)や関連資料等を取りまとめる。

(10) 米原市地域公共交通活性化協議会の運営支援

米原市地域公共交通計画の策定に向けて、米原市地域公共交通活性化協議会を3回程度の開催を想定している。その際に必要となる資料作成や会議への出席、議事録の作成など、事務局の運営を支援する。ただし、会議の運営は業務に含まないものとする。

また、本会議を円滑かつ効果的に進めていくに当たり、必要に応じて、国や県、庁内関係部署等との協議・調整等のための資料作成支援や会議への出席等も行う。

(11) 報告書作成

本業務の成果を取りまとめた報告書を作成する。

(12) 打合せ協議

業務の進捗に合わせて、事務局と適宜打合せ協議を行う。

(13) その他

上記、業務内容を遂行する上で必要となる事項

## 8 提出書類

- ・事業計画書
- ・委託業務着手届
- ・工程表
- ・管理技術者届（資格証明書および管理技術者経歴書を添付）
- ・照査技術者届（資格証明書および照査技術者経歴書を添付）
- ・担当技術者届（資格証明書および担当技術者経歴書を添付）

## 9 成果品

- ・米原市地域公共交通計画（案）（電子データ） 1部（Excel または Word 形式）
- ・米原市地域公共交通計画概要版（案）（電子データ） 1部（Excel または Word 形式）
- ・業務報告書（紙・電子データ） 各1部
- ・その他、事務局が必要と認めたもの

## 10 担当部署

〒521-8501 滋賀県米原市米原1016番地  
米原市地域公共交通活性化協議会事務局  
(米原市役所市民部自治環境課内)

TEL : 0749-53-5111

FAX : 0749-53-5138

E-mail : [jichi@city.maibara.lg.jp](mailto:jichi@city.maibara.lg.jp)

## 路線バス（米原多和田線）の運行時刻の見直しについて

路線バスの米原多和田線のローザンベリー発着の便について、当初はローザンベリー多和田の閉園時刻が17時であるため、17時を最終便としていた。しかし、各種体験などをされるお客様については、園を出られるのが17時を過ぎるケースが多発しているため、18時台の便も当該施設発着として欲しいとの事業者からの要望を受け、バス利用者の利便性の向上を図るため、以下のとおり18時台のローザンベリー発着便を増やすとともに、実情に応じた軽微な時刻修正を行うもの。

【運用開始時期】 令和5年7月1日（予定）

### 平日（往路）

#### 【平日】 米原多和田線（現行）

便数		始発時間	終着時間	終着駅名	所要時間	米原駅	米原高校口	さくらが丘	岩脇	中多良	近江高等技術専門校	多良口	飯村	坂田駅	リーディング坂田	近江市民自治センター	双葉中学校	ふくしあ	息長小学校	能登瀬	多和田	ローザンベリー多和田	
1	小	7:40	8:00	多和田	20	7:40	7:42	7:45												7:52	7:53	8:00	
2	中	10:00	10:28	ローザン	28	10:00				10:03	10:04	10:04	10:05	10:08	10:10	10:14	10:15	10:15	10:16	10:17	10:20	10:28	
3	中	11:00	11:28	ローザン	28	11:00				11:03	11:04	11:04	11:05	11:08	11:10	11:14	11:15	11:15	11:16	11:17	11:20	11:28	
4	中	12:30	12:58	ローザン	28	12:30				12:33	12:34	12:34	12:35	12:38	12:40	12:44	12:45	12:45	12:46	12:47	12:50	12:58	
5	小	13:30	13:58	ローザン	28	13:30				13:33	13:34	13:34	13:35	13:38	13:40	13:44	13:45	13:45	13:46	13:47	13:50	13:58	
6	小	14:45	15:13	ローザン	28	14:45				14:48	14:49	14:49	14:50	14:53	14:55	14:59	15:00	15:00	15:01	15:02	15:05	15:13	
7	中	15:35	16:03	ローザン	28	15:35				15:38	15:39	15:39	15:40	15:43	15:45	15:49	15:50	15:50	15:51	15:52	15:55	16:03	
8	小	16:30	16:58	ローザン	28	16:30				16:33	16:34	16:34	16:35	16:38	16:40	16:44	16:45	16:45	16:46	16:47	16:50	16:58	
9	中	17:45	18:10	多和田	25	17:45				17:48	17:49	17:49	17:50	17:53	17:55	17:59	18:00	18:00	18:01	18:02	18:10		
10	中	19:00	19:25	多和田	25	19:00				19:03	19:04	19:04	19:05	19:08	19:10	19:14	19:15	19:15	19:16	19:17	19:25		

#### 【平日】 米原多和田線（改正案）

便数		始発時間	終着時間	終着駅名	所要時間	米原駅	米原高校口	さくらが丘	岩脇	中多良	近江高等技術専門校	多良口	飯村	坂田駅	リーディング坂田	近江市民自治センター	双葉中学校	ふくしあ	息長小学校	能登瀬	多和田	ローザンベリー多和田	
1	小	7:40	8:00	多和田	20	7:40	7:42	7:45												7:52	7:53	8:00	
2	中	10:00	10:28	ローザン	28	10:00				10:03	10:04	10:04	10:05	10:07	10:09	10:13	10:14	10:14	10:15	10:16	10:19	10:28	
3	中	11:00	11:28	ローザン	28	11:00				11:03	11:04	11:04	11:05	11:07	11:09	11:13	11:14	11:14	11:15	11:16	11:19	11:28	
4	中	12:30	12:58	ローザン	28	12:30				12:33	12:34	12:34	12:35	12:37	12:39	12:43	12:44	12:44	12:45	12:46	12:49	12:58	
5	小	13:30	13:58	ローザン	28	13:30				13:33	13:34	13:34	13:35	13:37	13:39	13:43	13:44	13:44	13:45	13:46	13:49	13:58	
6	小	14:45	15:13	ローザン	28	14:45				14:48	14:49	14:49	14:50	14:52	14:54	14:58	14:59	14:59	15:00	15:01	15:04	15:13	
7	中	15:35	16:03	ローザン	28	15:35				15:38	15:39	15:39	15:40	15:42	15:44	15:48	15:49	15:49	15:50	15:51	15:54	16:03	
8	小	16:30	16:58	ローザン	28	16:30				16:33	16:34	16:34	16:35	16:37	16:39	16:43	16:44	16:44	16:45	16:46	16:49	16:58	
9	中	17:40	18:08	ローザン	28	17:40				17:43	17:44	17:44	17:45	17:47	17:49	17:53	17:54	17:54	17:55	17:56	17:59	18:08	
10	中	19:00	19:25	多和田	25	19:00				19:03	19:04	19:04	19:05	19:07	19:09	19:13	19:14	19:14	19:15	19:16	19:25		

平日 (復路)

【平日】 米原多和田線(現行)

便数		始発時間	到着時間	終着駅名	所要時間	ローザンベリー多和田	多和田	能登瀬	息長小学校	ふくしあ	双葉中学校	近江市民自治センター	リーディング坂田	坂田駅	飯村	多良口	近江高等技術専門校	中多良	岩脇	さくらが丘	米原高校口	米原駅	
1	小	8:00	8:16	米原駅	16		8:00	8:02	8:04													8:09	8:16
2	中	10:30	10:58	米原駅	28	10:30	10:32	10:34	10:35	10:36	10:36	10:37	10:41	10:46	10:48	10:49	10:50	10:52					10:58
3	中	11:30	11:58	米原駅	28	11:30	11:32	11:34	11:35	11:36	11:36	11:37	11:41	11:46	11:48	11:49	11:50	11:52					11:58
4	中	13:00	13:28	米原駅	28	13:00	13:02	13:04	13:05	13:06	13:06	13:07	13:11	13:16	13:18	13:19	13:20	13:22					13:28
5	小	14:00	14:28	米原駅	28	14:00	14:02	14:04	14:05	14:06	14:06	14:07	14:11	14:16	14:18	14:19	14:20	14:22					14:28
6	小	15:13	15:43	米原駅	30	15:15	15:17	15:19	15:20	15:21	15:21	15:22	15:26	15:31	15:33	15:34			15:37	15:39	15:41	15:45	15:45
7	中	16:05	16:35	米原駅	30	16:05	16:07	16:09	16:10	16:11	16:11	16:12	16:16	16:21	16:23	16:24			16:27	16:29	16:31	16:35	16:35
8	小	17:00	17:28	米原駅	28	17:00	17:02	17:04	17:05	17:06	17:06	17:07	17:11	17:16	17:18	17:19	17:20	17:22					17:28
9	中	18:12	18:37	米原駅	25		18:12	18:14	18:15	18:16	18:16	18:17	18:21	18:26	18:28	18:29	18:30	18:32					18:37
10	中	19:30	19:55	米原駅	25		19:30	19:32	19:33	19:34	19:34	19:35	19:39	19:44	19:46	19:47	19:48	19:50					19:55

【平日】 米原多和田線(改正案)

便数		始発時間	到着時間	終着駅名	所要時間	ローザンベリー多和田	多和田	能登瀬	息長小学校	ふくしあ	双葉中学校	近江市民自治センター	リーディング坂田	坂田駅	飯村	多良口	近江高等技術専門校	中多良	岩脇	さくらが丘	米原高校口	米原駅	
1	小	8:00	8:16	米原駅	16		8:00	8:02	8:04													8:09	8:16
2	中	10:30	10:58	米原駅	28	10:30	10:32	10:34	10:35	10:36	10:36	10:37	10:41	10:42	10:44	10:45	10:46	10:48					10:58
3	中	11:30	11:58	米原駅	28	11:30	11:32	11:34	11:35	11:36	11:36	11:37	11:41	11:42	11:44	11:45	11:46	11:48					11:58
4	中	13:00	13:28	米原駅	28	13:00	13:02	13:04	13:05	13:06	13:06	13:07	13:11	13:12	13:14	13:15	13:16	13:18					13:28
5	小	14:00	14:28	米原駅	28	14:00	14:02	14:04	14:05	14:06	14:06	14:07	14:11	14:12	14:14	14:15	14:16	14:18					14:28
6	小	15:13	15:43	米原駅	30	15:15	15:17	15:19	15:20	15:21	15:21	15:22	15:26	15:27	15:29	15:30			15:33	15:35	15:37	15:45	15:45
7	中	16:05	16:35	米原駅	30	16:05	16:07	16:09	16:10	16:11	16:11	16:12	16:16	16:17	16:19	16:20			16:23	16:25	16:27	16:35	16:35
8	小	17:00	17:28	米原駅	28	17:00	17:02	17:04	17:05	17:06	17:06	17:07	17:11	17:12	17:14	17:15	17:16	17:18					17:28
9	中	18:10	18:38	米原駅	28	18:10	18:12	18:14	18:15	18:16	18:16	18:17	18:21	18:22	18:24	18:25	18:26	18:28					18:38
10	中	19:30	19:55	米原駅	25		19:30	19:32	19:33	19:34	19:34	19:35	19:39	19:40	19:42	19:43	19:44	19:46					19:55

土・日・祝日（往路）

【土日祝日】 米原多和田線（現行）

便数		始発時間	到着時間	終着駅名	所要時間	米原駅	米原高校口	さくらが丘	岩脇	中多良	近江高等技術専門校	多良口	飯村	坂田駅	リーディング坂田	近江市民自治センター	双葉中学校	ふくしあ	息長小学校	能登瀬	多和田	ローザンベリー
1	小	9:00	9:25	多和田	25	9:00				9:03	9:04	9:04	9:05	9:08	9:10	9:14	9:15	9:15	9:16	9:17	9:25	
2	中	10:00	10:28	ローザン	28	10:00				10:03	10:04	10:04	10:05	10:08	10:10	10:14	10:15	10:15	10:16	10:17	10:20	10:28
3	中	11:00	11:28	ローザン	28	11:00				11:03	11:04	11:04	11:05	11:08	11:10	11:14	11:15	11:15	11:16	11:17	11:20	11:28
4	中	12:30	12:58	ローザン	28	12:30				12:33	12:34	12:34	12:35	12:38	12:40	12:44	12:45	12:45	12:46	12:47	12:50	12:58
5	中	13:30	13:58	ローザン	28	13:30				13:33	13:34	13:34	13:35	13:38	13:40	13:44	13:45	13:45	13:46	13:47	13:50	13:58
6	中	14:45	15:13	ローザン	28	14:45				14:48	14:49	14:49	14:50	14:53	14:55	14:59	15:00	15:00	15:01	15:02	15:05	15:13
7	中	16:30	16:58	ローザン	28	16:30				16:33	16:34	16:34	16:35	16:38	16:40	16:44	16:45	16:45	16:46	16:47	16:50	16:58
8	中	17:45	18:10	多和田	25	17:45				17:48	17:49	17:49	17:50	17:53	17:55	17:59	18:00	18:00	18:01	18:02	18:10	
9	小	19:00	19:25	多和田	25	19:00				19:03	19:04	19:04	19:05	19:08	19:10	19:14	19:15	19:15	19:16	19:17	19:25	

【土日祝日】 米原多和田線（改正案）

便数		始発時間	到着時間	終着駅名	所要時間	米原駅	米原高校口	さくらが丘	岩脇	中多良	近江高等技術専門校	多良口	飯村	坂田駅	リーディング坂田	近江市民自治センター	双葉中学校	ふくしあ	息長小学校	能登瀬	多和田	ローザンベリー
1	小	9:00	9:25	多和田	25	9:00				9:03	9:04	9:04	9:05	9:07	9:09	9:13	9:14	9:14	9:15	9:16	9:25	
2	中	10:00	10:28	ローザン	28	10:00				10:03	10:04	10:04	10:05	10:07	10:09	10:13	10:14	10:14	10:15	10:16	10:19	10:28
3	中	11:00	11:28	ローザン	28	11:00				11:03	11:04	11:04	11:05	11:07	11:09	11:13	11:14	11:14	11:15	11:16	11:19	11:28
4	中	12:30	12:58	ローザン	28	12:30				12:33	12:34	12:34	12:35	12:37	12:39	12:43	12:44	12:44	12:45	12:46	12:49	12:58
5	中	13:30	13:58	ローザン	28	13:30				13:33	13:34	13:34	13:35	13:37	13:39	13:43	13:44	13:44	13:45	13:46	13:49	13:58
6	中	14:45	15:13	ローザン	28	14:45				14:48	14:49	14:49	14:50	14:52	14:54	14:58	14:59	14:59	15:00	15:01	15:04	15:13
7	中	16:30	16:58	ローザン	28	16:30				16:33	16:34	16:34	16:35	16:37	16:39	16:43	16:44	16:44	16:45	16:46	16:49	16:58
8	中	17:40	18:08	ローザン	28	17:40				17:43	17:44	17:44	17:45	17:47	17:49	17:53	17:54	17:54	17:55	17:56	17:59	18:08
9	小	19:00	19:25	多和田	25	19:00				19:03	19:04	19:04	19:05	19:07	19:09	19:13	19:14	19:14	19:15	19:16	19:25	



土・日・祝日（復路）

【土日祝日】 米原多和田線（現行）

便数		始発時間	到着時間	到着駅名	所要時間	ローザンベリー	多和田	能登瀬	息長小学校	ふくしあ	双葉中学校	近江市民自治センター	リーディング坂田	坂田駅	飯村	多良口	近江高等技術専門校	中多良	岩脇	さくらが丘	米原高校口	米原駅	
1	小	9:26	9:51	米原駅	25		9:26	9:28	9:29	9:30	9:30	9:31	9:35	9:40	9:42	9:43	9:44	9:46					9:51
2	中	10:30	10:58	米原駅	28	10:30	10:32	10:34	10:35	10:36	10:36	10:37	10:41	10:46	10:48	10:49	10:50	10:52					10:58
3	中	11:30	11:58	米原駅	28	11:30	11:32	11:34	11:35	11:36	11:36	11:37	11:41	11:46	11:48	11:49	11:50	11:52					11:58
4	中	13:00	13:28	米原駅	28	13:00	13:02	13:04	13:05	13:06	13:06	13:07	13:11	13:16	13:18	13:19	13:20	13:22					13:28
5	中	14:00	14:28	米原駅	28	14:00	14:02	14:04	14:05	14:06	14:06	14:07	14:11	14:16	14:18	14:19	14:20	14:22					14:28
6	中	15:15	15:43	米原駅	28	15:15	15:17	15:19	15:20	15:21	15:21	15:22	15:26	15:31	15:33	15:34	15:35	15:37					15:43
7	中	17:00	17:28	米原駅	28	17:00	17:02	17:04	17:05	17:06	17:06	17:07	17:11	17:16	17:18	17:19	17:20	17:22					17:28
8	中	18:12	18:37	米原駅	25		18:12	18:14	18:15	18:16	18:16	18:17	18:21	18:26	18:28	18:29	18:30	18:32					18:37
9	小	19:30	19:55	米原駅	25		19:30	19:32	19:33	19:34	19:34	19:35	19:39	19:44	19:46	19:47	19:48	19:50					19:55

【土日祝日】 米原多和田線（改正案）

便数		始発時間	到着時間	到着駅名	所要時間	ローザンベリー	多和田	能登瀬	息長小学校	ふくしあ	双葉中学校	近江市民自治センター	リーディング坂田	坂田駅	飯村	多良口	近江高等技術専門校	中多良	岩脇	さくらが丘	米原高校口	米原駅	
1	小	9:26	9:51	米原駅	25		9:26	9:28	9:29	9:30	9:30	9:31	9:35	9:36	9:38	9:39	9:40	9:42					9:51
2	中	10:30	10:58	米原駅	28	10:30	10:32	10:34	10:35	10:36	10:36	10:37	10:41	10:42	10:44	10:45	10:46	10:48					10:58
3	中	11:30	11:58	米原駅	28	11:30	11:32	11:34	11:35	11:36	11:36	11:37	11:41	11:42	11:44	11:45	11:46	11:48					11:58
4	中	13:00	13:28	米原駅	28	13:00	13:02	13:04	13:05	13:06	13:06	13:07	13:11	13:12	13:14	13:15	13:16	13:18					13:28
5	中	14:00	14:28	米原駅	28	14:00	14:02	14:04	14:05	14:06	14:06	14:07	14:11	14:12	14:14	14:15	14:16	14:18					14:28
6	中	15:15	15:43	米原駅	28	15:15	15:17	15:19	15:20	15:21	15:21	15:22	15:26	15:27	15:29	15:30	15:31	15:33					15:43
7	中	17:00	17:28	米原駅	28	17:00	17:02	17:04	17:05	17:06	17:06	17:07	17:11	17:12	17:14	17:15	17:16	17:18					17:28
8	中	18:10	18:38	米原駅	28	18:10	18:12	18:14	18:15	18:16	18:16	18:17	18:21	18:22	18:24	18:25	18:26	18:28					18:38
9	小	19:30	19:55	米原駅	25		19:30	19:32	19:33	19:34	19:34	19:35	19:39	19:40	19:42	19:43	19:44	19:46					19:55



## 路線バス（米原多和田線）のバス停の移設について

路線バスの米原多和田線の「ふくしあ」バス停について、路線バス車両の通行に当たり、玄関前での安全な交通を考慮し、バス停位置の変更を行うもの。

【変更日（予定）】 令和5年7月1日（土）始発より ※運賃の変更はなし

【設置位置】 ふくしあ玄関前から、市道（顔戸能登瀬線）沿いに変更

【図位置】

